

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団 八葉会

総合訪問介護事業所フレディ 小倉

居宅介護支援事業所フレディ 井瀬

1.理念

総合訪問介護事業所フレディ・居宅介護支援事業所フレディでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の理念に基づき、下記に定義される虐待及び関連する不適切ケアのいずれも行いません。

また、虐待の早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針に基づき、高齢者及び障害者福祉の増進に努めます。

2.虐待の定義

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加えること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること。
- ④ 介護放棄（ネグレクト）：意図的であるか結果的であるかを問わず、介護者の行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や利用者自身の身体、精神的状況を悪化させること。衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置。養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。利用者から不当な財産上の利益を得ること。本人の希望する金銭を理由なく制限すること。

3.推進体制

①所内での共通理解・虐待防止に努めます。

① 虐待に係る苦情処理の徹底

事業所内における虐待防止のために、利用者及びその家族からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限努力します。

② 虐待の早期発見

日々のモニタリングにより虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、兆候が現れた利用者については、速やかに事業所責任者に報告し、虐待防止委員会を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証します。

③ 市区町村への通報

職員は、事業所内での虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、事業所の所存する市区町村に報告すると共に、その要因の除去に努めます。その利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている等、緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先します。また、通報した職員については、このことを理由に解雇そのほか不利益な対応は行いません。

※足立区障がい者虐待通報窓口：障がい福祉課虐待防止・指導検査係

03-3880-6261

※足立区福祉部高齢福祉課高齢援護第一係・第二係

03-3880-5269

※足立区介護保険課事業者指導係 03-3880-5746

②高齢者虐待の防止及び早期発見に組織的に対応するため虐待防止委員会を設置し、虐待の防止、虐待発生時の対応及び組織等について定めます。

① 3 か月毎の委員会・年 1 回以上の研修を実施します。

② 委員会の委員長は常勤職員が務めるものとします。

③ 委員会の検討事項

- ・委員会、その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待またはその疑いについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を発見した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

④ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1)職員に対しする虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待の防止の徹底を図るのものとし、少なくとも年に1回以上実施し、研修内容、参加者及び実施内容について記録する。

(2)研修への参加は事業所職員に限定せず区内の介護保険サービス事業所における虐待対応担当者も対象とすることができるものとします。

⑤ 虐待が発生した場合の対応方法

(1)虐待が発生した場合には、速やかに事業所責任者へ報告します。虐待者が責任者本人であった場合には、他の上席者に相談します。緊急性の高い事案の場合は速やかに市区町村に報告するとともに、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

(2)事業所責任者は、報告をおこなった者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待をおこなった当人に事実確認を行います。虐待者が責任者の場合は、他の上席者が行います。また、必要に応じ関係者から事情を確認します。確認の経緯は時系列で概要を整理し記録します。

(3)事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、役職を問わず、就業規則に則り必要な措置を講じます。

(4)上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断された場合は、市区町村の外部機関に相談します。

(5)事実確認をおこなった内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において原因除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

③その他虐待等の防止推進のために必要な事項

①虐待防止のための内部研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する外部研修等には積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努めます。

②その他、高齢者の虐待防止に関し必要な事項については委員会が別に定めることとします。

4.成年後見制度の利用促進に関すること

利用者又はご家族等に対し、利用者の権利擁護が図られるよう、利用可能な成年後見人制度について説明し、地域包括支援センター等と連携し、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

5.虐待に係る苦情相談

- (1) 虐待等の苦情相談については、相談窓口に寄せられた内容の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- (2) 虐待等の発見・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられません。
- (3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われません。

6.本指針の公表

本指針は関係機関・職員・利用者及び家族等が閲覧できるよう、事業所内に設置し、法人のホームページに掲載します。

附則

この指針は、令和4年5月24日より施行する。

令和8年1月20日 更新